

05533P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

33

法人税法

▼
理論ドクター

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！



TAC出版

はじめに

税理士試験における法人税法の理論問題は、法人税法及び租税特別措置法全体という広範囲の中から僅かに2～3の事項について出題され、その出題予測は全くつかないというのが現状である。しかしながら、法人税法の合格へのカギは理論問題の出来如何にあるため、効率的な受験対策が必要となる。

理論問題は、1題が個別的な基本問題、もう1題が総合的な応用問題として出題されるのが本来、一般的ではあるが、近年においては応用、事例問題での出題が主流となっている。

これを踏まえ、本書は理論問題を次の3タイプに区分した。

(1) **基礎力養成**

個々の理論の関係を確認する基本問題である。

近年の出題傾向とは異なるため解答の柱を中心に確認してほしい。

(2) **実力養成**

近年の主流となっている出題形式である。

個別理論の理解力、応用理論の読解力、解答の作成能力など総合力を要請する実践問題と考えてほしい。

(3) **特殊理論**

法人税基本通達、最高裁の判例などを中心に構成した。

この部分は、試験の直前対策として利用してもらえばよい。

その他、作成上、特に留意した点を列挙する。

① **見開きで内容は完結**

問題と解答は見開きでできるだけ確認できるよう調整した。

また、解答の柱に理論マスターの番号を掲載した。

② **図解を踏襲**

できるだけ図解を盛り込み理解を助けられるよう工夫した。

③ **チェック欄**

各ページに学習日等のチェック欄を設けている。

④ **過去試験問題収録**

参考となる過去問を巻末に集約した。

【本試験に向けて】

理論問題の解答は、受験生諸氏が理解しているところによって行うべきであり、そこに立脚しない与えられた文章をそのまま解答すべきものではないし、また、その解答の内容について完全性を追求するに限界がないばかりか、出題者の主観が含まれることもある。したがって、ここに示した問題文や模擬答案のみならず、各人の理解しているところによってより適切なものに昇華させる形式で利用されることを望むものである。

いかなる出題であってもポイントを捉え、簡潔に表現できる力を有していることが税理士試験の合格の秘訣であるが、そこに至るまでは「規定の徹底理解」や「記述上の表現力の養成」に対する人一倍の熱意と不断の努力が要求される。

受験生諸氏が合格の栄冠を勝ちとられるために本書が些少なりとも役立つことを信じてやまない。

T A C 税理士講座

凡 例	
法 法人税法
令 法人税法施行令
措法 租税特別措置法
措令 租税特別措置法施行令

引 用 例

法22③ 法人税法第22条第3項
------	-------------------

注 意 点

本書は、平成25年7月現在の施行法令によって作成されている。

C O N T E N T S

目 次

グループ 1 総 則 等	
納税義務者と課税所得等の範囲	2
事業年度	10
資本金等の額・利益積立金額	14
実質課税	22
一般社団法人・一般財団法人	28
グループ 2 企業利益と課税所得	
企業利益と課税所得（通則22条）	34
企業利益と課税所得（確定決算原則）	42
グループ 3 同 族 会 社 等	
同族会社の特別規定	50
グループ 4 損益の帰属時期	
収益及び費用の帰属事業年度の特例	58
グループ 5 受 取 配 当 等	
受取配当等の益金不算入	64
グループ 6 資産評価及び償却費等	
棚卸資産・短期売買商品	72
有価証券	78
デリバティブ取引	84
減価償却資産	86
繰延資産	90
外貨建資産等	94
評価損益	100

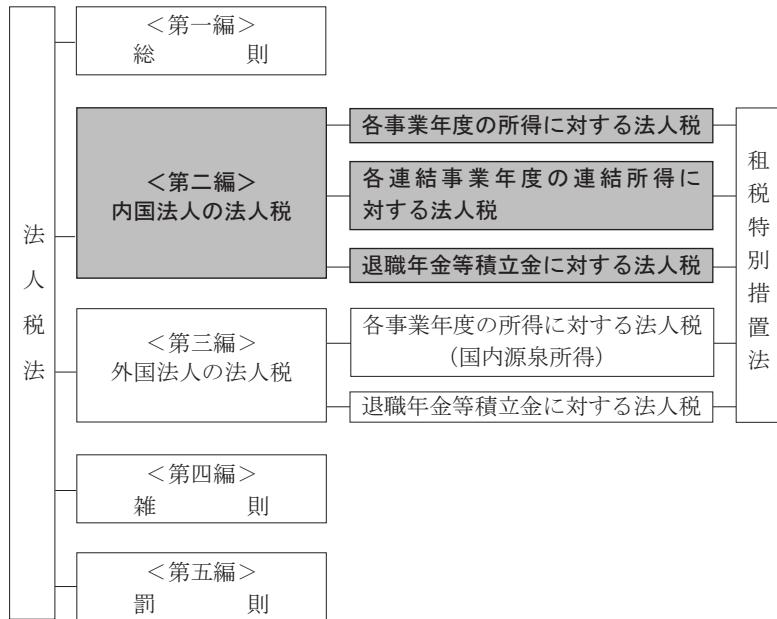
グループ7 紙 与 等	
定期同額給与・事前確定届出給与等	104
グループ8 その他の営業経費	
寄附金	116
交際費等	119
グループ9 圧 縮 記 帳 等	
圧縮記帳等（条文体系等）	122
グループ10 引 当 金 等	
貸倒損失・個別貸倒引当金	130
グループ11 借 地 権 等	
	136
グループ12 欠 損 金 等	
欠損金の繰越控除・繰戻し還付	140
グループ13 海 外 取 引	
	156
グループ14 税 額 計 算	
税額計算（条文体系等）	162
グループ15 申 告 ・ 納 付 等	
申告書の種類等	170
グループ16 企 業 組 織 再 編 成 等	
	180
グループ17 グループ法人税制等	
	188
グループ18 連 結 納 稅 制 度	
	200
本試験の出題	
	208

グループ1

総則等

納税義務者と課税所得等の範囲

1 法人税の種類等



2. 納税義務者と課税所得等の範囲

(1) 内国法人

法人の種類	納税義務の限定	課税所得等の範囲	
		各事業年度の所得に対する法人税	退職年金等積立金に対する法人税
普通法人 協同組合等	—	各事業年度の所得 (注)	退職年金等積立金 (適用停止)
公益法人等 人格のない社団等	収益事業	収益事業の所得	
公共法人	非課税	—	—

(注) 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の選択も可能である。

(2) 外国法人

法人の種類	納税義務の限定	課税所得等の範囲	
		各事業年度の所得に対する法人税	退職年金等積立金に対する法人税
普通法人	—	各事業年度の所得 (注)	退職年金等積立金 (適用停止)
人格のない社団等	収益事業 (注)	収益事業の所得 (注)	

(注) 国内源泉所得に限られる。

3 法人の種類

種類	具体例
普通法人	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人（社会医療法人を除く。）一般社団法人及び一般財団法人（営利型に限る。）
協同組合等	消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫
公益法人等	日本赤十字社、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、社会医療法人 一般社団法人及び一般財団法人 ①非営利型 ②公益社団法人及び公益財団法人
人格のない社団等	P T A、学会、町内会、同窓会、法人格のない労働組合
公共法人	地方公共団体、国立大学法人、NHK、日本年金機構

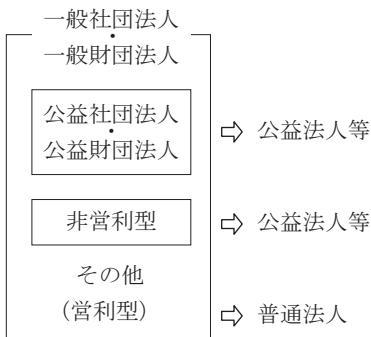
4 一般社団法人・一般財団法人

区分	法人の種類	課税範囲
一般社団法人	公益社団法人	収益事業 (公益目的事業は非課税)
	・ 公益財団法人	
一般財団法人	非営利型	公益法人等
	・ 営利型	普通法人

(注) 税率

一般社団法人及び一般財団法人の税率は、一律25.5%（年800万円までは15%）となる。

※ イメージ



5 税率

区分		税率
普通法人	中小法人以外	25.5%
	中小法人	25.5% (年800万円相当額 15%)
協同組合等		19% (年800万円相当額 15%)
人格のない社団等		25.5% (年800万円相当額 15%)
公益法人等	一般社団法人等 ①非営利型 ②公益社団法人等	25.5% (年800万円相当額 15%)
	上記以外 社会医療法人 社会福祉法人 宗教法人 学校法人	19% (年800万円相当額 15%)

6 各種届出書・申請書

(1) 設立に関するもの

種類	提出期限
法人設立届出書	設立の日以後 2月以内
棚卸資産の評価方法の届出書	設立事業年度の確定申告期限
減価償却資産の償却方法の届出書	次のいずれか早い日の前日 設立の日以後 3月を経過した日 設立事業年度終了の日
青色申告の承認申請書	(自動承認) その事業年度終了の日

(注) 事前確定届出給与に関する届出書

設立時に開始する職務につき、事前確定届出給与の支給をする場合には、設立の日以後 2月を経過する日までに「事前確定届出給与に関する届出書」を提出しなければならない。

(2) 資産の取得等に関するもの

種類	提出期限
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	取得日等の属する事業年度の確定申告期限
外貨建資産等の期末換算方法等の届出書	最初に適用を受けようとする事業年度終了の日
申告期限の延長の特例申請書 〔会計監査等で決算が確定しない場合〕	(自動承認) 最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から15日

内国法人である普通法人又は協同組合等を設立した場合及び法人税法に定められている諸制度について設立第1期の法人税額の計算にあたって適用を受けるために必要とされる同法上の届出又は申請にはどのようなものがあるか、簡潔に説明しなさい。

解 答

(1) 設立の届出

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立等の日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 事業年度の届出

内国法人は、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、設立等の日以後2月以内に会計期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(3) 青色申告の承認申請

その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人である普通法人又は協同組合等は、次のいずれか早い日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 設立等の日以後3月を経過した日
- ② 設立等の日の属する事業年度終了の日

(4) 棚卸資産の評価方法の届出

内国法人は、設立等の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのるべき評価方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(5) 減価償却資産の償却方法の届出

内国法人は、設立等の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのるべき償却方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

ただし、償却方法が選定できないものについてはこの限りでない。

(6) その他

事前確定届出給与の届出など

次の内国法人に係る「各事業年度の所得に対する法人税」について各問い合わせなさい。

問1 内国法人に係る納税義務者について簡潔に説明するとともに、納税義務者となる法人を上記①～⑤の番号で列挙しなさい。

- ① 医療法に規定する社会医療法人
- ② 地方自治法に規定する地方公共団体
- ③ 会社法に規定する株式会社
- ④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人（非営利型法人に該当する。）
- ⑤ 消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合

(注) いずれも法人課税信託の引受けは行っておらず、公益法人等又は人格のない社団等に該当するものは収益事業を行っているものとする。

問2 問1により納税義務者となる法人に係る課税所得等の範囲について説明しなさい。

問3 問1により納税義務者となる法人の「各事業年度の所得に対する法人税」の税率について説明しなさい。

解 答

【問 1について】

(納税義務者)

(1) 内国法人

内国法人は、法人税を納める義務がある。

ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合に限る。

(2) 公共法人

公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(納税義務者となる法人の例挙)

①、③、④、⑤

【問 2について】

(1) 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(2) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、(1)にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

【問 3について】

(①の法人)

19%（年800万円以下の所得の金額については15%）

(③の法人)

25.5%（期末資本金の額が1億円以下の場合には、年800万円以下の所得の金額については15%）

ただし、期末に大法人（資本金の額が5億円以上である法人等）との間にその大法人による完全支配関係があるものについては、15%の税率は適用しない。

(④の法人)

25.5%（年800万円以下の所得の金額については15%）

(⑤の法人)

19%（年800万円以下の所得の金額については15%）

事業年度

1 みなし事業年度

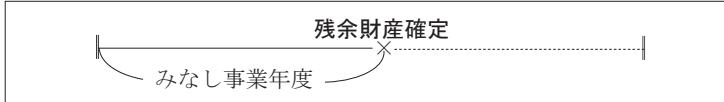
(1) 解散した場合



(2) 合併により解散した場合



(3) 残余財産が確定した場合



(4) 繼続した場合



2まとめ

区分	みなし事業年度
解散した場合 (合併による解散を除く)	開始の日～解散の日
	解散の日～翌日～終了の日
合併により解散した場合	開始の日～合併の日の前日
残余財産が確定した場合	開始の日～残余財産の確定の日
継続した場合	開始の日～継続の日の前日
	継続の日～終了の日

参考 分割と事業年度の関係

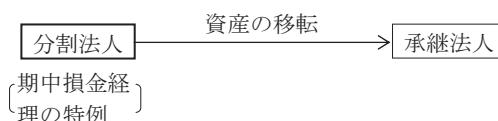
(1) 合併との違い

合併と分割型分割の課税関係は類似しているが、確定申告の手間を省くため、分割型分割についてみなし事業年度は設けられていない。

区分	みなし事業年度
合併	あり
分割型分割	なし
分社型分割	なし

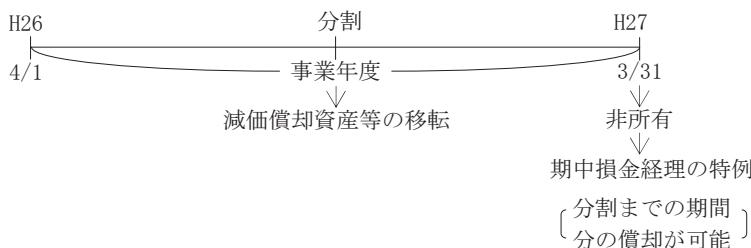
(2) 期中損金経理の特例 (マスター[6-10]の6)

分割法人は、分割により期中に分割承継法人に移転する減価償却資産を事業年度終了の時に有していないことになるが、適格分割に該当する場合にはその移転前までの期間における償却費の損金算入が認められている。



(適格分割)

分割型、分社型とともに期中損金経理の特例の適用がある。



次のそれぞれの場合の平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間に係る事業年度に関する規定について述べなさい。

なお、解答にあたっては休日について考慮する必要はない。

また、具体的な事業年度を「平成×年×月×日から平成×年×月×日まで」として示しなさい。

(注) 各法人の定款又は寄附行為で定められた会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- (1) 内国法人であるA株式会社が、平成27年9月30日に解散し、平成28年12月10日に残余財産が確定した場合
- (2) 内国法人であるB合資会社が、平成27年9月30日に解散し、平成28年12月10日に残余財産が確定した場合
- (3) 内国法人であるC公益財団法人が、平成27年9月30日に解散し、平成28年12月10日に残余財産が確定した場合

解 答

I 規定の内容 (マスター[1-2])

1. 事業年度の意義
会計期間の定めがある場合
2. みなし事業年度
 - (1) 解 散
 - (2) 残余財産の確定

II 具体的な事業年度

1. A株式会社の場合
 - ① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - ② 平成27年4月1日から平成27年9月30日まで
 - ③ 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで
 - ④ 平成28年10月1日から平成28年12月10日まで
2. B合資会社の場合
 - ① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - ② 平成27年4月1日から平成27年9月30日まで
 - ③ 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
 - ④ 平成28年4月1日から平成28年12月10日まで
3. C公益財団法人の場合
A株式会社と同様である。

解 説

(1) 株式会社・一般社団法人及び一般財団法人

株式会社又は一般社団法人及び一般財団法人が解散等した場合の清算中の事業年度は、定款等で定めた事業年度にかかわらず、会社法に規定する清算事務年度となる。

清算事務年度とは、解散の日の翌日から1年ごとの期間とされる。

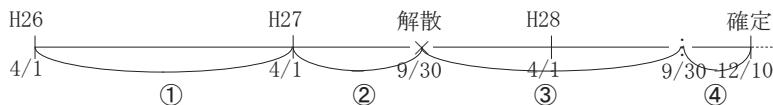
(2) (1)以外の法人

(1)以外の法人については、解散等した後も原則として定款等で定めた事業年度を基礎とする。

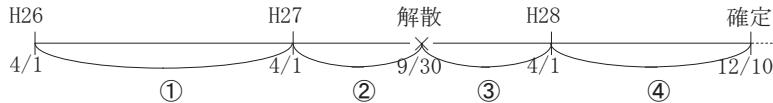
区分	通常の事業年度	清算中の事業年度
株式会社		
一般社団法人 一般財団法人	定款等で定めた事業年度	清算事務年度
上記以外の法人	定款等で定めた事業年度	

※ イメージ

(1) A 株式会社



(2) B 合資会社



(3) C 公益財団法人

A 株式会社と同様である。

資本金等の額・利益積立金額

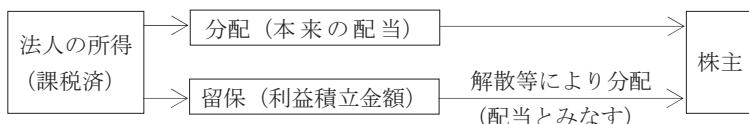
1 利益積立金額を規定する意味

利益積立金額は、法人税の課税関係が終了した所得の内部留保の累計であり、将来株主に分配されるべき性格をもつ。

つまり、法人の所得のうち、現時点で株主に還元していない金額（株主において所得税の精算が終わっていない金額）を明らかにするために、利益積立金額について詳細な規定を設けているのである。

2 利益積立金額の性格

- (1) 法人税課税等の留保所得の累計額
- (2) 将来株主に分配すべき財源



3 資本金等の額と利益積立金額との差異

現行法人税法において、資本金等の額は株主からの拠出資本とその修正取引により生じたものに限定しており、実質上は資本と同じ性格を有する。

一方、利益積立金額は法人税の課税関係が終了した所得の内部留保の累計であり、将来的には株主に分配されるべき性格のものである。翌期以後の所得計算にも影響（みなし配当等）することからその意義と範囲を明らかにしている。

区 分	資本金等の額	利益積立金額
(1) 性 格	実質上は資本と同様	法人税の課税関係が終了した留保所得の累積額
(2) 分 配	資本の払戻し	みなし配当を認識
(3) 計算へ の影響	資本等取引、寄附金、 みなし配当	留保金課税、みなし配当

〈メモ〉

--	--	--

次の各問について税務上の仕訳を示すとともに、資本金等の額又は利益積立金額の異動について説明しなさい。

問1 甲社は、株主割当増資を行い、次の処理を行っている。

(現金預金 1,000千円) (資本金 500千円)
(資本準備金 500千円)

問2 乙社は資本剰余金を原資とした配当を行い、次の処理を行っている。
なお、これに伴う減資資本金額は 600千円である。

(資本剰余金 1,000千円) (現 金 預 金 1,000千円)

問3 丙社は利益剰余金を原資とした配当を行い、次の処理を行っている。
(利益剰余金 1,000千円) (現金預金 1,000千円)

解 答

【問1について】 マスター=

(1) 税務上の仕訳

(現金預金 1,000千円) (資本金等の額 1,000千円)

(2) 資本金等の額又は利益積立金額の異動

① 資本全等の額の異動

株式の発行をした場合の払込金額の額等が資本金等の額の増加額となる

② 利益積立全額の異動

なし

【問2について】 マスター= $1 - 4 : 1 - 5$

(1) 税務上の什訛

(資本金等の額 600千円) (現金預金 1,000千円)

(利益積立金額 400千円)

(2) 資本金等の額又は利益積立金額の異動

① 資本金等の額の異動

資本の払戻しに係る減資資本金額が資本金等の額の減少額となる

② 利益積立金額の異動

資本の払戻しによる交付金額の額等が減資資本金額を超える場合のその超える部分の金額が利益積立金額の減少額となる。

【問3について】マスター[1-5]

(1) 税務上の仕訳

(利益積立金額 1,000千円) (現金預金 1,000千円)

(2) 資本金等の額又は利益積立金額の異動

① 資本金等の額の異動

なし

② 利益積立金額の異動

剰余金の配当（株式等に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの等を除く。）等の額として株主等に交付する金銭の額等の合計額が利益積立金額の減少額となる。

解説

1. 資本剰余金を原資とした配当

〈発行法人〉

〈株主〉

純	資産	資本金等の額
		利益積立金額

⇒ 有価証券の譲渡
⇒ みなし配当

2. 利益剰余金を原資とした配当

〈発行法人〉

〈株主〉

純	資産	資本金等の額
		利益積立金額

⇒ 本来の配当

次の各問について税務上の仕訳を示すとともに、資本金等の額又は利益積立金額の異動について説明しなさい。

問1 甲社は市場取引により自己の株式を取得し、次の処理を行っている。

(自己株式 1,000千円) (現金預金 1,000千円)

問2 乙社は相対取引により自己の株式を取得し、次の処理を行っている。

なお、これに伴う取得資本金額は 600千円である。

(自己株式 1,000千円) (現金預金 1,000千円)

問3 丙社は、自己の株式を譲渡し、次の処理を行っている。

(現金預金 1,000千円) (自己株式 500千円)

(資本剰余金 500千円)

解 答

【問1について】マスター [1-4]

(1) 税務上の仕訳

(資本金等の額 1,000千円) (現金預金 1,000千円)

(2) 資本金等の額又は利益積立金額の異動

① 資本金等の額の異動

自己の株式の取得(市場における購入によるもの等に限る。)の対価の額等が資本金等の額の減少額となる。

② 利益積立金額の異動

なし

【問2について】マスター [1-4]・[1-5]

(1) 税務上の仕訳

(資本金等の額 600千円) (現金預金 1,000千円)

(利益積立金額 400千円)

(2) 資本金等の額又は利益積立金額の異動

① 資本金等の額の異動

自己の株式の取得(市場における購入によるもの等を除く。)等により金銭等を交付した場合の取得資本金額が資本金等の額の減少額となる。

② 利益積立金額の異動

自己の株式の取得(市場における購入によるもの等を除く。)等による交付金額の額等の合計額が取得資本金額を超える場合のその超える部分の金額が利益積立金額の減少額となる。

【問3について】マスター[1-4]

(1) 税務上の仕訳

(現金預金 1,000千円) (資本金等の額 1,000千円)

(2) 資本金等の額又は利益積立金額の異動

① 資本金等の額の異動

自己の株式の譲渡をした場合の払込金額の額等が資本金等の額の増加額となる。

② 利益積立金額の異動

なし

解説

〈相対取引による自己の株式の取得〉

〈発行法人〉

〈株主〉

純	資産	資本金等の額	- - - - ->	有価証券の譲渡
		利益積立金額	- - - - ->	みなし配当

次の事実関係を基に、自己株式の取得、譲渡、消却が行われた場合の資本金等の額及び利益積立金額の異動について、(1)から(3)に区分して説明しなさい。

(1) 自己株式の取得に関する事項

内国法人である甲社（以下、「当社」という。）は、当期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）において、定時株主総会の決議に基づき株主である乙社から相対取引により当社の自己株式1万株を1株1,000円で取得し、次の経理処理を行っている。

（注）取得時の当社の資本金は500,000,000円（発行済株式数100万株）、資本金等の額は750,000,000円である。

（借）自己株式 10,000,000円 （貸）現金預金 10,000,000円

(2) 自己株式の譲渡に関する事項

当社は、翌期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）において(1)で取得した自己株式のうち5,000株を1株1,500円で丙社に譲渡し、次の経理処理を行っている。

（借）現金預金 7,500,000円 （貸）自己株式 5,000,000円
（貸）その他資本剰余金 2,500,000円

(3) 自己株式の消却に関する事項

当社は、翌々期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）において(1)で取得した自己株式のうち残りの5,000株を消却し、次の経理処理を行っている。

（貸）その他資本剰余金 5,000,000円 （貸）自己株式 5,000,000円

解 答

I 問(1)について (マスター[1-4]・[1-5])

(1) 資本金等の額

自己株式の取得（市場における購入によるもの等を除く。）等により金銭等を交付した場合の取得資本金額が資本金等の額の減少額となる。

したがって、7,500,000円（注）が資本金等の額の減少額となる。

$$(\text{注}) \quad 750,000,000\text{円} \times \frac{1\text{万株}}{100\text{万株}} = 7,500,000\text{円}$$

(2) 利益積立金額

自己の株式の取得（市場における購入によるもの等を除く。）等による交付金銭の額等の合計額が取得資本金額を超える場合のその超える部分の金額が利益積立金額の減少額となる。

したがって、2,500,000円が利益積立金額の減少額となる。

II 問(2)について (マスター[1-4])

(1) 資本金等の額

自己の株式の譲渡をした場合の払込金銭の額等が資本金等の額の増加額となる。

したがって、7,500,000円が資本金等の額の増加額となる。

(2) 利益積立金額

利益積立金額の増減はない。

III 問(3)について

(1) 資本金等の額

資本金等の額の増減はない。

(2) 利益積立金額

利益積立金額の増減はない。

解 説

税務上の仕訳を示すと次のようになる。

(1) 自己株式の取得

(借) 資本金等の額 7,500,000円 (貸) 現金預金 10,000,000円

(借) 利益積立金額 2,500,000円

(2) 自己株式の譲渡

(借) 現金預金 7,500,000円 (貸) 資本金等の額 7,500,000円

(3) 自己株式の消却

税務上の仕訳なし

税理士受験シリーズ
2014年度版 33 法人税法 理論ドクター

発行日 2013年12月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社（税理士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2013

管理コード 05533P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。